2026 年 11 月号

連絡先：〒573－1105
大阪府枚方市南楠葉２丁目 32-9
電話 ： 080-4649-2551
ｅ－ｍａｉｌ：sr-ooi@lapis.plala.or.jp

大井社労士事務所便り

冬季賞与の支給前に確認したい！ 賞与支払届と社会保険料の取扱い

冬季賞与の支給時期が近づいてきました。健康保険・厚生年金保険では、賞与も保険料の計算対象となります。支給に伴う手続きや保険料の取扱いについて、確認しておきましょう。

◆賞与支払届の提出を忘れずに

健康保険・厚生年金保険の被保険者に賞与を支給した場合、事業主は「被保険者賞与支払届」を提出する必要があります。提出期限は賞与支給日から５日以内です。なお、賞与支払予定月に賞与を支給しなかった場合は、「賞与不支給報告書」の提出が必要となります。

「被保険者賞与支払届」の対象となるのは、賃金、手当など賞与以外の名称であっても、労働者が労働の対償として受けるもので年３回以下の支給となるものです。年４回以上支給するものは、標準報酬月額の対象となります。

◆賞与にかかる社会保険料の計算

賞与にかかる社会保険料は、税引き前の総支給額から 1,000 円未満を切り捨てた額を「標準賞与額」とし、この額を基に計算します。

標準賞与額には上限があり、健康保険は年度累計 573 万円、厚生年金保険は１カ月当たり 150 万円です。

保険料は、事業主と従業員が折半して負担し、従業員負担分は賞与から控除することができます。

◆提出前に確認しましょう

賞与支払届の対象者や支給額に漏れがないか、届に印字されている従業員で実際は賞与の支払いがなかった人はいないかなど、提出前に確認しておくことが大切です。また、賞与を支給しない場合の届出も忘れないようにしましょう。

賞与に関する手続きを適切に行い、年末の社会保険事務を円滑に進めましょう。



【参考】
日本年金機構「従業員に賞与を支給したときの手続き」
https://www.nenkin.go.jp/service/kounen/hokenryo/hoshu/20141203.html

発注事業者に求められるフリーランスへの対応は？

連合は 10 月 30 日、「フリーランスとして働く人の意識・実態調査 2026」を公表しました。フリーランス法施行から約２年が経過し、発注事業者が取り組むべき課題が浮彫りになっています。

◆取引条件の明示は徹底されているか

同法は、発注事業者に対し、業務内容や報酬額、支払期日など９項目の取引条件を、書面または電磁的方法で明示するよう義務付けています。しかし調査では、「取引条件がすべて明示されている」は 27.5％、25.3％は「書面でも口頭でも伝えられていない」と回答しました。

契約書や発注書の様式、明示の手順を社内で統一し、運用のチェックを実施しましょう。

◆報酬の一方的な決定や減額に注意

発注者との報酬交渉について、「対等な立場で交渉できている」は 40.8％であった一方、34.2％は「交渉できず、報酬は一方的に決められている」と回答しています。13.1％は、報酬が「減額されることがある」

と回答しました。必要経費について、仕事に使う機器の費用が「考えられていない」は 22.2%、原材料や燃料などの費用では 28.4%でした。
　報酬の決定根拠を明確にし、業務に必要な経費の負担についても事前に取り決めておきましょう。

◆ハラスメント防止と適正な業務管理
　ハラスメントを受けた経験が「ある」との回答は 24.7%で、「依然としてある」は 9.8%でした。相談窓口の整備や相談対応を適切に行いましょう。
　また、仕事の進め方や時間配分に関する指示では 23.7%、作業場所や時間の管理は 16.8%が「ある」と回答しています。
　業務委託の実態が雇用に近づいていないかも点検したいところです。

【参考】
フリーランスとして働く人の意識・実態調査 2026
https://www.jtuc-rengo.or.jp/info/chousa/data/20261030.pdf?2217

12 月の税務と労務の手続提出期限［提出先・納付先］

10 日
○ 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付［郵便局または銀行］
○ 雇用保険被保険者資格取得届の提出＜前月以降に採用した労働者がいる場合＞
［公共職業安定所］
○ 特例による住民税特別徴収税額の納付［郵便局または銀行］

31 日
○ 健保・厚年保険料の納付［郵便局または銀行］
○ 健康保険印紙受払等報告書の提出［年金事務所］
○ 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出［公共職業安定所］
○ 外国人雇用状況の届出（雇用保険の被保険者でない場合）＜雇入れ・離職の翌月末日＞［公共職業安定所］
○ 固定資産税・都市計画税の納付＜第 3 期＞［郵便局または銀行］
※都・市町村によっては異なる月の場合がある。

本年最後の給料の支払を受ける日の前日まで
○ 年末調整による源泉徴収所得税の不足額徴収繰延承認申請書の提出
［給与の支払者（所轄税務署)］
○ 給与所得者の保険料控除申告書、給与所得者の配偶者控除等申告書、
住宅借入金等特別控除申告書、給与所得者の基礎控除申告書、
所得金額調整控除に係る申告書の提出［給与の支払者（所轄税務署)］
※提出・納付期限が、土曜・日曜・祭日と重なる場合は、翌日になります。